

下水道が使用できるようになった区域の皆さん

# 受益者負担金の納付を お願いします

申告・問い合わせ先

上水下水道課

(☎43-7162)

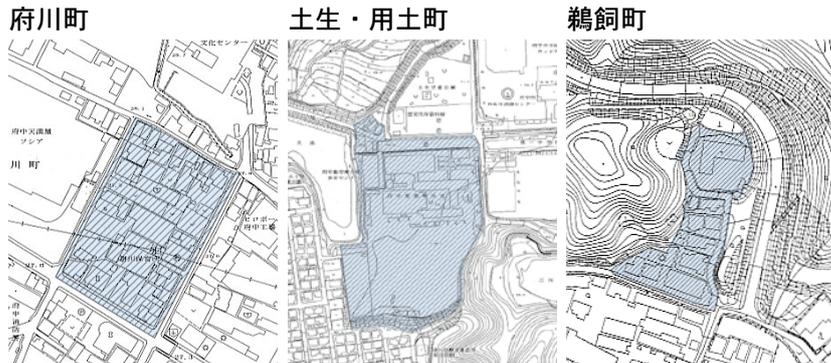
下水道は、道路・公園などの公共施設のように誰でも利用できる施設ではなく、整備された区域の人だけが利用できる施設です。  
また、下水道の整備には長い年月と、多額の建設費用が必要となります。

## 受益者負担金制度とは

受益者は、下水道が整備された区域内の土地の所有者のことです。土地に賃貸借権・地上権などの権利がある場合は、その権利者が受益者となる場合があります。

この制度は、下水道を利用できる区域の皆さんに、土地の面積に応じて建設費用の一部を、一度のみ負担していただくものです。

新たに負担金を納めていただく区域



## 負担金の額と納付

負担金額の計算 府中排水区：所有面積に1平方メートル当たり560円をかけて計算します。

納付月 ▼第1期：9月  
▼第2期：12月  
▼第3

期：2月  
※総額を3年間で9回に分割して納付してください。3年分またはその年度分をまとめて第1期の納期限内に納めると、報奨金がつきます。

## 受益者の皆さんは申告をお願いします

受益者を確定するため、負担金を納めていただく区域内の土地の所有者へ、6月中旬に申告書を郵送しますので、申告してください。  
申告期限 7月13日(金)

賃貸借権・地上権などの権利がある場合は、土地所有者と権利者で協議の上、申告をしてください。なお、申告書の提出がされない場合には、土地所有者が受益者となります。  
また、賃貸住宅などを借りている人は、受益者にはなりません。

## 申告期限前に説明会を開催

6月下旬に、負担金を納めていただく区域の皆さんを対象に、受益者負担金制度について説明会を開催します。

## 狩猟免許試験・初心者講習会

問い合わせ先 産業振興課  
(☎43-7131)

イノシシ・シカなどの鳥獣を捕獲するためには、狩猟免許が必要です。免許試験と初心者講習会の申込書は、産業振興課・上下支所建設係にあります。

◎免許取得に補助金があります

府中市では、狩猟免許の取得に要する経費について、補助金を交付しています。

対象 狩猟免許を取得・更新した人  
補助額 広島県が実施する狩猟免許試験手数料の2分の1

### ■狩猟免許試験

免許試験に関する問い合わせ先

手数料 5,200円

広島県自然環境課 (☎082-513-2933)

※免許取得者が、他の種類の免許を受験する場合は、種類ごとに3,900円。

対象 広島県内に住所があり、銃猟は満20歳以上、わな猟・網猟は満18歳以上の人

とき	ところ	種類	申し込み期限	定員
6月15日(金)13:00~	広島県三次庁舎	わな猟	6月5日(火)	50人
6月24日(日)9:00~	広島県福山庁舎	わな猟・銃猟	6月14日(木)	100人
7月30日(月)13:00~	世羅町甲山農村環境改善センター	わな猟	7月20日(金)	50人
8月28日(火)9:00~	庄原市ふれあいセンター	わな猟・銃猟	8月17日(金)	80人

### ■狩猟免許初心者講習会

初心者講習会に関する問い合わせ先

手数料 7,000円 (午後のみは3,500円)

(一社)広島県猟友会 (☎082-227-7890)

申し込み期限 各受講日のおおむね1週間前

とき	ところ	講習内容	定員
6月10日(日)9:30~14:30	広島県立みよし公園カルチャーセンター	わな猟	先着50人
6月17日(日)9:30~15:30	広島県福山庁舎	わな猟・銃猟	先着50人
7月16日(月)9:00~14:00	世羅町甲山農村環境改善センター	わな猟	先着50人
8月12日(日)9:30~15:30	庄原市ふれあいセンター	わな猟・銃猟	先着50人

※わな猟と銃猟で午後から会場が分かれるので、同日に受講することはできません。